

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講報告

医学系部門基礎社会医学班 清水伸輝

1. はじめに（目的等）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者の職務は、その職務を遂行する上でのポイントとなる労働衛生の3管理（「作業環境管理」・「作業管理」・「健康管理」）が重要となり特定化学物質を労働者の身体に吸入、接触させない正しい作業方法を定めて守らせることである。本講習を受講し安全に業務を行う為の知識を身に付けておく必要があり資格取得を目指す事とした。

2. 期間・場所

期間：令和5年11月1日(水)、2日(木)

場所：ロイヤルパワーアップスクール広島校（広島市安芸区船越南 4-8-30）

3. 参加者等

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講者 40名

4. 研修内容

- ・ 学科講習（12時間）
 - 1) 作業主任者の職務と労働衛生の3管理
 - 2) 労働衛生保護具
 - 3) 作業環境の改善方法
 - 4) 特定化学物質による健康障害及びその予防措置
 - 5) 関係法令
- ・ 試験（1時間）

5. まとめと感想

特定化学物質による健康障害の発生の経路は、作業に伴って発散した特定化学物質は、ガス、蒸気、粉塵となって環境空气中に拡散し、それらに接触した労働者の体内に侵入する。有害物質が体内に吸収される経路としては、呼吸器、皮膚、消化器があるが、このうち呼吸器を通して吸収されるものが多いと指摘を受けた。これからも業務を行う上で作業環境管理として局所排気装置等で有害物質の拡散、全体換気で希釈

して濃度を低くする事はもちろん、化学防護衣類等（手袋・服・メガネ・長靴）や呼吸用保護具であるマスクを正しく着用して、今後も安全に業務を行っていく。

学科講習終了後、試験（マークシート）を実施。その日のうちに合否判定が行われ、合格し資格取得をした。